

# 小規模多機能型居宅介護事業所桜坂 運営規定 (介護予防小規模多機能型居宅介護含む)

## 短期利用居宅介護事業所 (介護予防短期利用居宅介護含む)

(目的)

**第1条** この規定は、社会福祉法人 浩仁会が開設する小規模多機能型居宅介護事業所 桜坂（以下、「事業所」という。）が行う指定小規模多機能型居宅介護事業（介護予防小規模多機能型居宅介護含む）（以下、「事業」という。）の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者等（以下、「従業者」という。）が、要介護状態と認定された利用者（以下、「利用者」という。）に対し、適切なサービスを提供することで、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことを目的とする。

(運営の方針)

**第2条** 事業者は、介護保険法の主旨に従って、利用者の意思及び人格を尊重し、小規模多機能型居宅介護計画に基づいて、通い、訪問や宿泊を組み合わせるサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援する。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称及び所在地)

**第3条** 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1) 名称 小規模多機能型居宅介護事業所 桜坂
- 2) 所在地 岐阜県揖斐郡大野町野479番地1

(従業者の職種・員数及び職務内容)

**第4条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(法令の指定基準に遵守しております。)

- 1) 管理者 1名以上（他職種・他事業所と兼務）  
管理者は、事業所の業務を掌理し、従業員指揮監督をする。
- 2) 看護職員 1名以上  
看護職員は、利用者の看護、保健衛生上の管理をする。
- 3) 介護支援専門員 1名以上（他職種と兼務）  
介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成を行う。
- 4) 介護職員 6名以上（他事業所と兼務）  
介護職員は、利用者の日常生活全般にわたる介護を行う。

(営業日及び営業時間)

**第5条** 小規模多機能型居宅介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- |         |          |          |        |
|---------|----------|----------|--------|
| 1) 営業日  | 365日     |          |        |
| 2) 営業時間 | 24時間     |          |        |
|         | (通いサービス) | 9時45分から  | 16時00分 |
|         | (宿泊サービス) | 16時00分から | 9時45分  |

(登録定員等)

**第6条** 小規模多機能型居宅介護の登録定員数は25人、通いサービスの利用定員は15人、宿泊サービスの利用定員は9人とする。

(宿泊室)

**第7条** 事業所は、利用者の居室を全室2人部屋とし、宿泊に必要な寝具・備品を備える。

(食堂)

**第8条** 事業者は、利用者が利用できる食堂を設け、利用者が使用できるテーブル・椅子・箸や食器類等の備品類を備える。

(浴室)

**第9条** 事業者は、浴室には利用者が使用しやすい適切なものを設ける。

(設備及び備品等)

**第10条** 事業者は、台所、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備その他小規模多機能型居宅介護の提供に必要な設備及び備品を備える。

(内容及び手続きの説明及び同意及び契約)

**第11条** 事業者は、サービス提供の開始に際して、サービス利用申込者又はその家族に対して、運営規定の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結する。

(受給資格等の確認)

**第12条** 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができる。

(居宅サービス計画の作成)

**第13条** 事業所の管理者は、介護支援専門員に、登録者の居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

(小規模多機能型居宅介護の内容)

**第14条** 小規模多機能型居宅介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者がその自主性を保ち、意欲的に日々の生活を送ることができるよう介護サービスを提供し又は必要な支援を行う。

2 食事や清掃、洗濯、買物、園芸、レクリエーション、行事等を可能な限り共同で行うことによって良好な人間関係に基づく家庭的な生活環境の中で日常生活が送れるようにすることに配慮する。

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

**第15条** 事業所の管理者は、介護支援専門員に、小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を担当させる。

2 小規模多機能型居宅介護計画の作成を担当する介護支援専門員(以下、「計画作成介護支援専門員」という。)は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

3 計画作成介護支援専門員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成するとともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、随時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

4 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。

5 計画作成介護支援専門員は、小規模多機能型居宅介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、小規模多機能型居宅介護計画の実施状況を把握する。

(短期利用居宅介護)

**第16条** 当事業所は、登録定員の範囲内で短期間の短期利用居宅介護を提供する。

2 利用者の状態や家族等の事情により指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が緊急に利用することが必要と認めた場合にはサービス提供する。

3 利用の開始に当たって、あらかじめ7日以内(利用者の日常生活上の世話を行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合には14日以内)の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用居宅介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当事業所の計画作成担当者が小規模多機能型居宅介護計画を作成することとし、小規模多機能型居宅介護計画に従いサービスを提供する。

(サービスの取扱い方針)

**第17条** 事業者は、可能な限りその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援する。

2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行う。

3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行う。

4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行う。

5 事業者は、サービスを提供するに当たって、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為に緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わない。また、身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

6 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、小規模多機能型居宅介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図る。

(社会生活上の便宜の供与等)

**第18条** 事業者は、利用者の外出の機会の確保その他の利用者の意向を踏まえた社会生活の継続の為に支援に努める。

2 事業者は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、その同意を得て代行する。

3 事業者は、常に利用者の家族との連携を図り、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努める。

(通常の事業実施地域)

**第19条** 通常の事業実施地域は、揖斐郡とする。

(利用料及びその他の費用)

**第20条** 小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。(利用料金詳細は別表1・別表2にて記載する)

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、当該小規模多機能型居宅介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から事業者を支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

3 事業者は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合には、利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

4 事業者は、前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

1) 食事の提供に要する費用

利用者に提供する食事の材料費及び調理費、管理費等にかかる費用とする。

2) 居住に要する費用

利用者が事業所及び設備を利用し、滞在されるにあたり、水道光熱費相当及び室料にかかる費用とする。

- 3) 特別な食事に要する費用  
利用者等が選定する特別な食事等の提供に関わる費用
- 4) おやつ代
- 5) 理美容サービス
- 6) 別の定めに従って行う利用者の貴重品管理費用（個人生活管理費）
- 7) 希望するクラブ活動等による教養娯楽費  
折り紙・習字・絵の具等の材料費・外出等にもなう材料費等  
※これら不要な場合にはお申し出ください
- 8) 施設の電話及びファクシミリを利用した時の費用
- 9) 希望する日用品費  
シャンプー、ボディソープ、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、バスタオルの購入、おしぼりの購入、ペーパータオル、掃除用洗剤等  
※これら不要な場合にはお申し出ください
- 10) 写真現像代  
インク代、フォトペーパー代、カメラ減価償却費等の費用
- 11) 送迎代  
外出に関わる車両燃料費、車両減価償却費、保険料、維持費等の費用、福祉車両による送迎を希望する場合（病院送迎は含まれません）
- 12) 電気代（1器具につき）
- 13) おむつ代
- 14) 洗濯代（靴下は1足でも1枚でも同じ値段とする）
- 15) 特別な洗濯代  
毛布、敷毛布、タオルケット、座布団、クッション等の洗濯を希望する場合
- 16) その他、小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、利用者が負担することが適切と認められるもの

5 サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、サービス内容及び費用について説明し、利用者又はその家族の同意を得る。

（利用料の変更等）

**第21条** 事業者は、介護保険法関係法令の改正等並びに経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

2 事業者は、前項の利用料を変更する場合は、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書により説明し、同意を得るものとする。

（喫煙）

**第22条** 改正健康増進法に基づき、特定の喫煙場所を除き禁煙とする。

(飲酒)

**第23条** 飲酒は、事業者所の所定の場所に限り、飲酒ができるものとする。

(衛生保持)

**第24条** 利用者は、生活環境の保全の為、事業所内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持に協力して頂く。

(禁止行為)

**第25条** 利用者は、事業所で次の行為をしてはならない。

- 1) 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益の為に他人の自由を侵すこと。
- 2) けんか、口論、泥酔等で他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4) 指定の場所以外で火気を用いること。(屋内禁煙)
- 5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

**第26条** 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

- 1 正当な理由なしにサービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- 2 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(従業者の服務規程)

**第27条** 事業者及び従業者は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、常に以下の事項に留意する。

- 1 利用者に対しては、人権を尊重し、自立支援を旨とし、責任をもって接遇する。
- 2 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける。
- 3 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける。

(衛生管理)

**第28条** 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を行う。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止の為に必要な措置を講じる。

(従業者の質の確保)

**第29条** 事業者は、従業者の資質向上を図る為、その研修の機会を確保する。

(個人情報の保護)

**第30条** 事業者及び従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持することを厳守する。

2 事業者は、従業者が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

3 事業者は、関係機関、医療機関等に対して、利用者に関する情報を提供する場合には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ることとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

5 事業者は、個人情報の保護に係る規定を公表する。

(緊急時の対応)

**第31条** 従業者は、利用者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関及び各関係機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負う。

(事故発生時の対応)

**第32条** 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかにすることとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

**第33条** 事業者は、非常災害時においては、利用者の安全第一を優先し、迅速適切な対応に努める。

2 非常災害その他緊急の事態に備えて、防災及び避難に関する計画を作成し、利用者及び従業者に対し周知徹底を図るため、年2回以上避難、その他必要な訓練等を実施する。

(業務継続計画)

**第34条** 施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入居者が継続してサービスの提供を受けられるよう業務継続計画を策定し、必要な措置を行う。

(虐待の防止のための措置)

**第35条** 虐待防止のための指針を整備し、必要な措置を講ずる。

(職場におけるハラスメントの防止)

**第36条** パワーハラスメント指針を整備し、施設におけるハラスメント対策の推進を行う。

(地域との連携)

**第37条** 事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行うなど、地域との交流に努める。

(運営推進会議)

**第38条** 小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護）が、地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

2 運営推進会議の開催は、おおむね2カ月に1回以上とする。

3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族等、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等、小規模多機能型居宅介護（小規模多機能型居宅介護）について知見を有するもので構成する。

4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流とする。

5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(勤務体制等)

**第39条** 事業者は、利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、従業者の体制を定める。

2 利用者に対するサービスの提供は、事業所の従業者によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業者は、従業者の資質向上の為の研修の機会を設ける。

(記録の整備)

**第40条** 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(苦情処理)

**第41条** 事業者は、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する為、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任する等必要な措置を講じる。

2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を報告する。

3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、岐阜県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、岐阜県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに



従い、必要な改善を行い報告する。

(掲示)

**第42条** 事業所内の見やすい場所に、運営規定の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示する。

(協力医療機関等)

**第43条** 事業者は、利用者の病状の急変等に備える為、あらかじめ協力医療機関を定める。

(その他)

**第44条** この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

## 附則

この規定は、平成20年11月7日から施行する。

この規定の改定は、平成21年3月1日から施行する。

この規定の改定は、平成21年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成21年7月1日から施行する。

この規定の改定は、平成22年1月1日から施行する。

この規定の改定は、平成22年7月1日から施行する。

この規定の改定は、平成23年10月1日から施行する。

この規定の改定は、平成24年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成25年3月19日から施行する。

この規定の改定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成28年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成29年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定の改定は、平成30年10月1日から施行する。

この規定の改定は、令和元年10月1日から施行する。

この規定の改定は、令和2年4月1日から施行する。

この規定の改定は、令和3年4月1日から施行する。